

議案第 5 号

京田辺市職員定数条例の一部改正について

京田辺市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、休業中職員の代替として年度途中の職員採用を行う等、柔軟な人員確保が可能となるよう、職員定数から育児休業者等を除外する規定を追加するため、提案するものである。

京田辺市条例第　　号

京田辺市職員定数条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市職員定数条例（昭和28年京田辺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（定数外）

第4条 次に掲げる職員は、第2条に規定する職員の定数外にある者とする。

（1）地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）

第2条の規定により育児休業をしている職員

（2）京田辺市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和6年京田辺市条例第32号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員

（3）休職を命ぜられた職員

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

京田辺市職員定数条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p><u>(定数外)</u></p> <p>第4条 次に掲げる職員は、第2条に規定する職員の定数外にある者とする。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしている職員</p> <p>(2) 京田辺市職員の自己啓発等休業に関する条例(令和6年京田辺市条例第32号)第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員</p> <p>(3) 休職を命ぜられた職員</p>		休職者の取扱規定を新設